

特集 2026 年 5 月成立の都市再生特別措置法等の一部を改正する法律について

改正された景観法と歴史まちづくり法を運用した地域再生への期待

—文化財等の地域資源の保全と活用に向けて—

國學院大學 観光まちづくり学部 教授 浅野 聡
あさの さとし

1. はじめに

2026 年 5 月に参議院本会議で「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が可決された。同法律案は、地域社会の衰退が進行する地方都市を再生することを目的にして、都市再生特別措置法、都市計画法などを改正するものであるが、この中に本稿で対象とする景観法と歴史まちづくり法（正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」）の改正が含まれている。

両法の改正は「地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりの推進」を目的にして、（１）地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進、（２）地域の個性を引き継ぐ歴史まちづくりの拡充、（３）良好な景観形成に向けた取組の充実、として位置づけられている。この中で（１）は都市再生特別措置法、（２）は歴史まちづくり法、（３）は景観法に関するものである。

筆者は、両法の改正等を検討することを目的にして 2025 年度に設けられた「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」（事務局：国土交通省都市局公園緑地・景観課）の座長を務め、議論に参加する機会を得た。ワーキングメンバーは、越澤明氏（北海道大学名誉教授）、下間久美子氏（國學院大學教授）、窪田亜矢氏（東北大学教授）、恵谷浩子氏（奈良文化財研究所景観研究室長）、川原普氏（東京大学立大学教授）、舟引敏明氏（宮城大学名誉教授）、

筆者の 7 名である。

臨時委員は、三橋一仁氏（盛岡市）、高野剛氏（大分県）、清水義次氏（アフタヌーンソサエティ）、市原正人氏（株式会社ナゴノダナバンク）、高橋雄一氏（白石市）、伊藤暁氏（秩父市教育委員会）であり、それぞれの立場から現行制度の課題や課題解決のために取り組んでいる事例を紹介して頂いた。オブザーバー（関係省庁）は、農林水産省農村計画課、環境省国立公園課、文化庁文化資源活用課、観光庁観光資源課、関係部局は国土交通省まちづくり推進課であり、各省庁の担当者が出席した。

本稿では、景観法と歴史まちづくり法を対象にして、ワーキングにおける両法の改正等に関する議論のポイントと期待される効果、改正法を効果的に運用するために筆者が期待するポイント等について、私見を交えながら述べてみたい。

2. 歴史まちづくり法の改正のポイントと期待される効果

歴史まちづくり法の主な改正内容は、「対象とする文化財を国選定の重要文化的景観、地方公共団体（都道府県・市区町村）の指定文化財、国登録有形文化財等に拡大したこと」である。

現行制度では、歴史まちづくり計画を策定して国の認定を受けるためには、計画の中で定める重点区域内に「国指定・選定の有形の文化財」の存

在が必須という条件があったが、これは、歴史まちづくり法が制定された当初は、「国が支援するためには国レベルの価値を有する文化財の存在が必要」という理由からであった。

その結果、景観・歴史まちづくりに意欲があっても「国レベルの有形の文化財」を持っていないと歴史まちづくり計画の策定が困難という課題を抱えることになった。また認定済みの市区町村でも「都道府県や市区町村の指定文化財」は国の支援（補助事業）の対象外となるため、これらを活かしたまちづくりは進みにくいという課題も生じていた。

これらの課題を解決するためには「文化財の種類の拡大」が必要と考えられ、検討の結果、国レベルの文化財でありながら今までは対象外であった国選定の重要文化的景観、地方公共団体指定の有形文化財・有形の民俗文化財・記念物等、国登録の登録有形文化財・登録有形民俗文化財・登録記念物を対象とすることになったのである。

法改正の詳細については、国土交通省がHPで公開している資料（参考文献7、8）や筆者の論説（参考文献9）等を参照していただければ幸いです。

ある。（法改正は必要としないものの運用指針等の改正の議論も行なっており、関心のある読者は筆者の論説を参照して頂きたい。）

期待される効果としては、新たに取り組もうとする市区町村に対して門戸を拡大できること（歴史まちづくりに取り組む市区町村が増えること）、認定済みの市区町村においては（国の支援の対象外であった）「地方公共団体の指定文化財等」を核にして現行の重点区域における取り組みを一層充実したり新たな重点区域を追加できること、等があげられる。

3. 景観法の改正のポイントと期待される効果

景観法の主な改正内容は、（1）民間事業者による景観エリアリノベーションの推進、（2）広域的な景観保全のための都道府県の関与、（3）市区町村（景観行政団体）による都道府県への景観行政事務の返還、等に関わる制度の創設等である。

(1) 民間事業者による景観エリアリノベーションの推進

「景観エリアリノベーション」とは、空き家等の発生により低未利用となっている状況を改善す

従前範囲		拡大範囲		
従前	国		都道府県・市区町村	
	指定・選定	登録	指定・決定	登録
	有形の文化財	重要文化財、国宝	登録有形文化財	有形文化財
		重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財	有形民俗文化財
	記念物	史跡、特別史跡	遺跡	遺跡
		名勝、特別名勝	名勝地	名勝地
		天然記念物、特別天然記念物	動物・植物・地質鉱物	動物・植物・地質鉱物
	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群保存地区	—
	文化的景観	重要文化的景観	文化的景観	—
	無形の文化財	重要無形文化財	登録無形文化財	無形文化財
		重要無形民俗文化財	登録無形民俗文化財	無形民俗文化財

図1 歴史まちづくり法で対象とする文化財の種類の拡大（国土交通省作成資料を筆者が抜粋して加工）

るために、景観行政団体が建物所有者と調整をした上で特定のエリアを設定し、景観計画等と整合させながら民間事業者等による複数の建物群のリノベーションを支援することにより、積極的な景観形成を促進して賑わいを生み出す仕組みのことである。歴史的市街地では、町屋等を活用した「分散型ホテル」が実現しているが、これも景観エリアリノベーションを具現化したといえよう。

近年、地方都市では、空き家が急増してその対策が重要な課題となっているが、民間事業者が活用できると判断した空き家が存在しても、所有者（特に高齢者）と面識がなく信頼関係が構築できないために賃貸や購入まで至らないケースが多い。また中小事業者の場合は金融機関からの資金調達が難しいといった厳しい状況も抱えており、空き家活用がスムーズに進まないという課題が生じていた。

これらの課題を解決するためには「公的な関与」（景観行政団体による支援）が必要と考えられ、検討の結果、景観エリアリノベーション制度を創設することになった。これは、（１）景観計画内に

「景観エリアリノベーションの実施方針」（エリアの将来像・事業の進め方等）を位置づけ、（２）景観計画を踏まえて景観リノベに取り組む民間事業者等を新しい「景観整備機構」（景観整備推進法人）として認定し、（３）同法人と所有者の間の再生協定の締結に行政も関与して民間主導の事業化を支援する、という仕組みである。「景観整備推進法人」とは、いわばプロジェクト型の景観整備機構（一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を同機構に指定可）に、景観エリアリノベーションを担う民間事業者を追加し、景観整備推進法人と改称するものである。

期待される効果としては、空き家対策と連携して景観計画の重点地区等において運用することにより、歴史的市街地では特定のエリアにおける町屋等の活用が集中的に進み景観形成や賑わいが向上すること、駅周辺の商店街では空き店舗の活用が進み地域住民の日常生活の利便性が向上すること、等があげられよう。

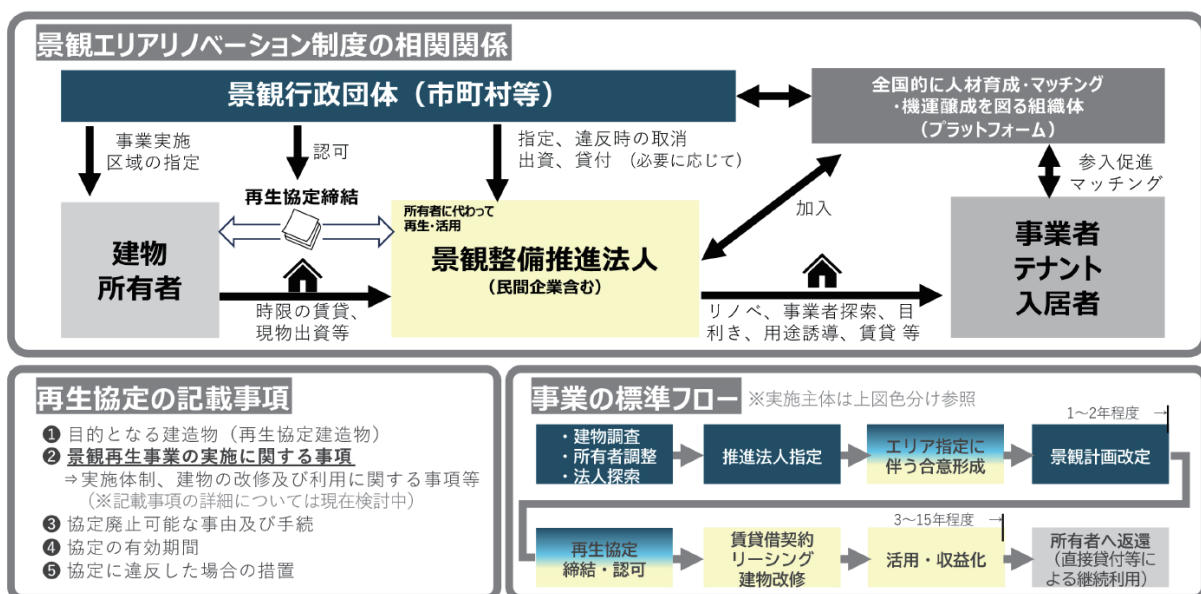


図2 景観エリアリノベーションの仕組み（国土交通省作成資料を筆者が抜粋して加工）

(2) 広域的な景観保全のための都道府県の関与

「広域的な景観保全のための都道府県の関与」とは、広域自治体である都道府県が市区町村と調整して広域的な景観に関与できる仕組みのことである。

現行制度では、景観法の施行とともに都道府県、指定都市、中核市は全て景観行政団体になるとともに、指定都市と中核市以外の市区町村は、都道府県と協議・同意を得て景観行政団体になる仕組みになっている。また景観行政の二重行政を防ぐために、1つの景観計画区域は1つの景観行政団体が担うことになっているため、市区町村が景観行政団体になると、都道府県は当該行政区画の景観行政団体から除外されることになる。

そのため複数の市区町村の行政区画を跨ぐように重要な広域的な景観が存在しても、(都道府県の関与が難しくなるために)市区町村で自主的に足並みを揃えて景観保全に取り組むことが難しいという課題が生じていた。近年、富士山に代表されるように広域景観の大切さも広く認識されるようになってきている。富士山以外にも、河川景観、

海岸景観、森林景観、街道景観等の重要な広域的景観が各地に存在している。

これらの課題を解決するために、都道府県が市区町村と調整して広域的な景観に関与できる新しい仕組みとして、広域基本方針（景観計画の策定に関する基本方針）の策定や広域景観協議会（都道府県及び関係する市区町村）の組織化等を制度化することになった。

期待される効果としては、富士山等を筆頭にして、各地にある広域景観が注目され、都道府県による調整のもとで市区町村同士が連携しながら、美しい自然景観等の保全・活用が進み、新しい景観の価値と賑わいが生み出されること等があげられよう。ワーキングの場では、大分県土木建築部の高野剛氏からは、別府湾を囲む市街地と別府湾を取り囲む山々の稜線までの区域においては、自然と人の営みが形作る「空間的な一体性を持つ広域景観」が形成されていることから、県としては関連市町と協議をして広域景観の保全に取り組みたいという考えが示された。改正景観法を活用して、ぜひ進めて頂ければと思っている。

相関関係のイメージ

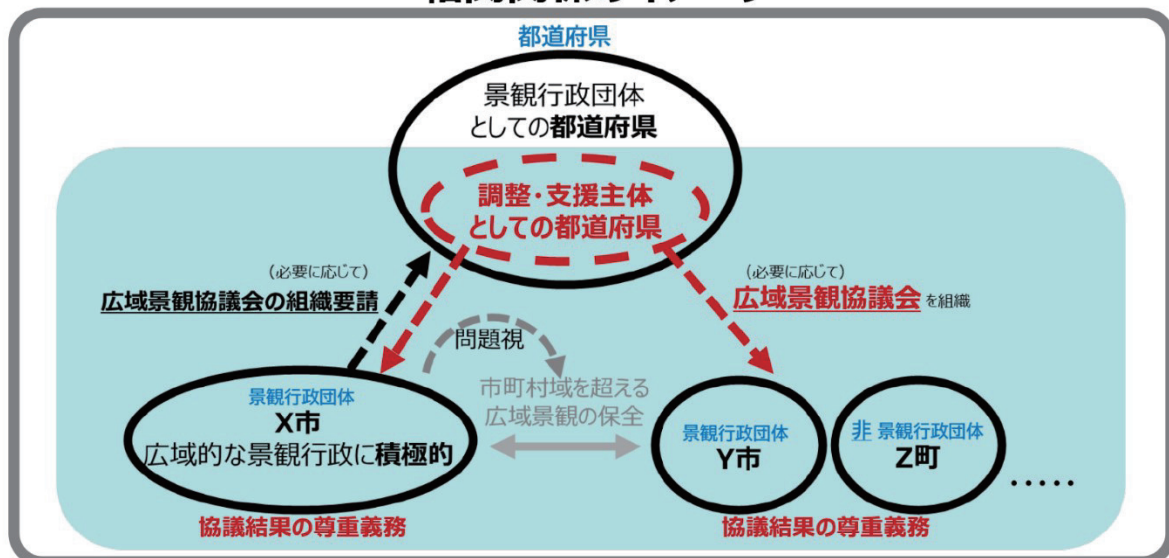


図3 広域的な景観保全のための都道府県の関与の仕組み（国土交通省作成資料を筆者が抜粋して加工）

(3) 市区町村（景観行政団体）による都道府県への 景観行政事務の返還

「市区町村（景観行政団体）による都道府県への景観行政事務の返還」とは、市区町村が景観行政団体になったものの諸事情から景観法の運用が困難になった場合、都道府県と協議の上、景観行政事務を返還できる仕組みのことである。これは小規模な市区町村を念頭においたものである。

現行制度では、市区町村は景観行政団体になるための仕組みは整備されているものの、同団体を辞退する仕組みは不在である。景観法では辞退することは想定されていないのである。現状では、景観法は人口5万人以上の市区町村を中心に運用される傾向にある。5万人以下の場合は、職員と予算の不足等の理由から景観計画策定率は大変に低く、景観行政団体になったものの長年にわたり同法を運用できていないという課題が生じていた。

これらの課題を解決するために、都道府県と協議の上、景観行政事務を返還できる新しい仕組みを制度化することになった。なお協議の際には、景観行政事務を返還しなくても済むように都道府県による支援を検討することも重要である。もし返還を踏みとどまることができれば、全国的に示唆に富む事例になるだろう。

期待される効果としては、同一都道府県内に景観行政の空白区域が生じることを防げること、（都道府県のサポートにより）小規模な市区町村においても景観・歴史まちづくりによる地域再生を推し進めることができること、等があげられよう。

4. 改正された景観法と歴史まちづくり法を効果的に手に運用するポイント

今後、問われることは改正された両法を効果的に運用し、景観・歴史まちづくりを通して地域再生に貢献できるかどうか、である。現在の課題を解決するために法改正等を行なったが、効果的に運用できなければ意味がないのである。地域再生に貢献するために筆者が期待しているいくつかのポイントを紹介したい。

(1) 関連する制度・計画・実践（プロジェクト）の 総合的な運用

まず重要なのは、関連する制度・計画・実践を連携させ総合化して取り組むことである。景観法の制定以降、創設されたまちづくり制度は多岐に渡っている。景観法の制定前は、例えば伝統的建造物群保存地区制度や地方公共団体の景観条例を活用して景観保全に取り組むことが中心であったが、もはや単独制度のみの活用は時代遅れである。



図4 市区町村（景観行政団体）による都道府県への景観行政事務の返還（国土交通省作成資料を筆者が抜粋して加工）

現時点で景観・歴史まちづくりの柱となっている制度・計画は、(1) 景観計画（景観法）、(2) 歴史まちづくり計画（歴史まちづくり法）、(3) 文化財保存活用地域計画（文化財保護法）の3つである。この中で、(1) と (3) はヤル気のある全ての市区町村は、計画を策定して運用することが可能である。(2) は今回の法改正前までは国レベルの有形文化財の存在が必須であったためにヤル気があっても着手できない場合があったが、今回の法改正により多くの市区町村にとって運用の道が開けることになった。あとは知識とヤル気次第である。

筆者が関わっている三重県伊賀市は、景観・歴史まちづくり行政に総合的に取り組み成果をあげている市区町村の1つである。伊賀上野城下町を主な重点区域にして、景観計画、歴史まちづくり計画、文化財保存活用地域計画を策定して連携しながら運用しているが、これは文化財課、都市計画課、空き家対策課等の担当者の尽力のおかげである。筆者は、景観審議会、歴史まちづくり協議会、空き家対策協議会に会長や副会長として当初から関わっているが、いつも気をつけていることは、3つの計画が乖離せずに連携することである。

歴史まちづくり法が誤解されることの1つに、歴史まちづくり計画で重点区域に指定すれば、町並みが保全されると考えられがちがある。しかしながら歴史まちづくり法は「プロジェクト法」であり、あくまで重点区域内に位置づけた歴史的建築物の修理・活用プロジェクト等をピンポイントで実現するものである。プロジェクトとして位置づけられていない建築物等に対しては、特段の働きかけはないのである。

そのため「コントロール法」である景観法との組み合わせが必須となる。景観計画によって重点区域に指定すれば、同計画で定めた景観形成基準の範囲内で町並みを保全することが可能である。

なお、詳細な説明は省略するが、まちづくりの視点から捉えた場合、景観・歴史まちづくりを進める上で前提となる重要なものは市区町村の都市計画マスタープランと立地適正化計画である。特に

立地適正化計画は、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を踏まえて「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を指定していることから、景観・歴史まちづくりの3つの計画を運用する上では、両区域と十分な整合性を保つことも重要である。

(2) 空き家対策等と連携した民間活力による既存ストックの活用

前述の3つの計画以外に、近年、特に重要な役割を担ってきているのが「空家等対策計画」（空家等対策の推進に関する特別措置法）である。歴史的市街地では町屋等が空き家化して取り壊される事例が急増しており、このまま進んでいくと地域の歴史的風致が失われることが危惧される。

景観法の改正のポイントの1つに景観エリアリノベーション制度の創設があるが、これは先行して取り組まれている空き家対策との連携を目的にしたものである。前述の通り、筆者は伊賀市の空き家対策にも関わっているが、同市の空き家対策は様々な成果をあげており、国会議員をはじめ国土交通省や他市の多くの担当者の視察を受け入れている。

空き家活用の成果の中で景観計画や歴史まちづくり計画と連携して取り組んでいる代表例は、町屋等を活用したNIPPONIA事業である。同事業は株式会社NOTEがマネジメントをしている分散型ホテルとして有名であるが、「NIPPONIA HOTEL 伊賀上野城下町」（運営事業者：KAZENO HERITAGE）は、第1期（2020年）には3棟、第2期（2023年）には2棟、第3期（2026年）には1棟がオープンし、計6棟16室が稼働中（2026年7月末）である。2025年度の実績は、ホテルの年間売上は1.3億円以上、年間利用者数は3,282名、1室あたりの平均宿泊料金は76,626円、地域雇用者は延べ130名、地元の食材仕入れ業者は20社以上等であり、地域経済の活性化にも貢献している様子がうかがえる。

また同市における民間活力による既存ストックのプロジェクトの代表例に「旧上野市庁舎SAKAKURA BASE」がある。これは世界的な近代建築



写真1 KANMURI 棟 (NIPPONIA HOTEL 伊賀上野城下町：三重県伊賀市)



写真2 KOURAI 棟 (NIPPONIA HOTEL 伊賀上野城下町：三重県伊賀市)

家として著名なコルビジエの日本人弟子である坂倉準三が設計を担当した市庁舎であり、近代建築の五原則が表現された意匠が特徴である。

筆者は市庁舎検討委員会の委員長を務めたが、当時は市長や議会をはじめ世論も取り壊して新築する声が大変に大きかった。様々な厳しい意見を受けながらも、新築一辺倒ではなく保全・活用の道筋もギリギリまで検討し、最終的には新築案、既存庁舎の全面的な活用案、二つの庁舎の片方を新築して残りを活用する案といった複数案を報告書の中にまとめて市長に提言を行った。残念ながら当時の市の判断で一度は取り壊すことが決まったが、その後、活用派の岡本栄市長（前市長）が当選した結果、市長のリーダーシップのもとで一転して保全・活用することができたのである。

そして、同庁舎は DOCOMOMO Japan によって「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」に選定、さらに日本イコモス国内委員会によって「日本の20世紀遺産20選」にも選定されるなど、外部から高い評価を受けることができた。最終的に市の

文化財に指定できたが、これは建築家の滝井利彰氏、鹿児島大学教授（当時）の鯨坂徹氏、市教育委員会文化財課の笠井課長や福島伸孝氏等の関係者の尽力のおかげである。

その後、旧上野市庁舎は、歴史まちづくり計画に位置づけた「にぎわい忍者回廊整備事業」（PFI事業）としてリノベーションされ、観光施設、宿泊施設、図書館から成る公民複合施設（旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE）として開館している。

また「日本の20世紀遺産20選」の趣旨を反映するために、歴史まちづくり計画を改定し新しい歴史的風致として「上野の近代建築群と教育にみる歴史的風致」を追加した。歴史的風致に近代建築を位置づけて国に認定されたのは、全国初である。

現在、景観計画の改定にも取り組んでおり、「日本の20世紀遺産20選」と整合させるために、重点区域等のゾーニングや景観形成基準のバージョンアップを行なっている最中である。



写真3 旧上野市庁舎 SAKAKURA BASE（三重県伊賀市）

(3) 防災・復興まちづくりと連携した観光地の危機管理の充実化

この原稿を書いている最中に「令和8年熊本地震」が発生し、改めて防災・復興まちづくりとの連携が重要であることを痛感している。東日本大震災の復興まちづくりにおいては、地域の景観形成に貢献している事例が生まれている。

例えば「JR 女川駅とシーバルピア女川町」（宮城県女川町）は、眺望景観を重視してエリアの中心にあるプロムナードの軸線を初日の出の方角に合わせて設計していることが特徴である。まちの景観軸を明確に設定することで、日の出とともに

新たな1年間の始まりと未来への希望を象徴的に表現していることが素晴らしい。

また「野蒜北部丘陵団地」（宮城県東松島市）は、防災集団移転促進事業により都市機能がコンパクトに集積するまちづくりを目指した事例である。同団地は「特別名勝松島」の保護区内に位置することから、周囲の自然や緑地と調和する落ち着いた景観形成を実現している。木造建築として建てられた JR 新野蒜駅、野蒜市民センター、宮野森小学校等は、まちのランドマークとなって地域住民に親しまれている。



写真4 JR 女川駅とシーバルピア女川町を繋ぐプロムナード（宮城県女川町）



写真5 宮野森小学校（野蒜北部丘陵団地：宮城県東松島市）



写真6 津波避難複合施設テラスセオレンジトイ（静岡県伊豆市）

東日本大震災以降の新しい防災まちづくりの考え方として、日常時と災害時という2つのフェーズを区別せずに、どちらの時にも役立つようにデザインしようというフェーズフリーが提唱（一般社団法人フェーズフリー協会）されつつある。この考え方を取り入れて設計された「津波避難複合施設テラッセオレンジトイ」（静岡県伊豆市）は、全国初で観光施設を併設した津波避難タワーとして注目を集めている。

近年は、気候変動の影響で台風等の気象災害も激甚化する傾向にある。景観・歴史まちづくりの重点地区は観光地である場合が多く、地域住民に対する地域防災以外に観光客に対する観光地防災の視点も不可欠である。

市区町村は、災害対策基本法に基づいて「地域防災計画」を策定しているが、その主な対象は地域住民であり、観光客に関する記述は限定的である場合が少なくない。また地域防災計画の下位計画として「観光危機管理計画」を策定することも可能であるが、沖縄県等の一部の地域を除くと全

国的な策定は十分に進んでいない。

以上の通り、防災・復興まちづくりとの連携は不十分であることから、景観・歴史まちづくりの柱である3つの計画は、地域防災計画や観光危機管理計画との連携を強化することも重要である。国内外から訪れる観光客が安心して滞在、観光できる環境づくりが求められているよう。

(4) 時間をかけて成長し続ける魅力的な物語の創作

最後に重要なことは、地域資源を単体での活用にとどめることなく全体を有機的に組み合わせて地域全体へと展開するように、時間をかけながら成長し続ける魅力的なまちづくりの物語（ストーリー）を創作することである。

近年、「日本遺産」の認定にも見られるように、地域の歴史と伝統を伝える物語性を重視するまちづくりの事例が増えている。その中でも筆者が興味深く感じているのは、博物館を核とした地域づくりの取り組みである。



写真7 岐阜関ヶ原古戦場記念館（岐阜県関ヶ原町）

「関ヶ原古戦場」(関ヶ原町)は、「関ヶ原の戦い」の舞台として広く知られている。かつては関ヶ原町歴史民俗資料館が開館していたものの、展示内容はジオラマ模型とパネル解説が中心であり、一世代前のガイダンス施設という雰囲気であった。あくまで筆者の印象であるが、来訪者の興味を十分にひきつけるとは言い難く、来館者数も決して多くなかった。

しかし新たに「岐阜関ヶ原古戦場記念館」が開館してから、その状況は大きく様変わりした。同館は、古戦場を総合的に学ぶ体験型ニュージウムとして整備され、CG映像などを利用したわかりやすい展示により、来館者の興味と関心を高めるものになっている。そして現地に残るホンモノの痕跡を体験できるように、史跡ガイド、レンタサイクル、解説マップ、専用アプリ、統一された解説サイン等が整備されている。これらによって、各武将の本陣等を巡りながら、関ヶ原の戦いを立体的に学ぶ環境が構築されているのである。

もう1つの事例は「一乗谷朝倉氏遺跡」(福井市)である。一乗谷朝倉氏遺跡は、約100年にわたり越前国を支配していた朝倉氏が築いた城下町の遺跡であり、戦国時代の城下町の全体像を知ることができる貴重な事例として知られている。長年にわたる発掘調査の結果、朝倉館跡や庭園跡が明らかにされるとともに、武家屋敷や職人等の町屋を復元した町並が整備される等、多くの見どころがある。

さらに近年、「一乗谷朝倉氏博物館」が整備され、最盛期の一乗谷を再現した復元図や城下町のジオラマ模型、博物館の敷地で発見された石敷遺構等を通じて、城下町の全体像がわかりやすく紹介されている。特に朝倉館の一部を原寸の大きさと再現した展示は印象的であり、来館者はホンモノの朝倉館にいたような感覚に襲われ、空間を体感しながら理解を深めることができるように工夫されている。



写真8 一乗谷朝倉氏遺跡博物館(福井県福井市)

関ヶ原古戦場と一乗谷朝倉氏遺跡は、どちらも広範囲に遺構や痕跡が分布している点に特徴がある。そしてそのスケールの大きさを活かしながら、博物館を中心に地域全体を体験できる物語性に富むまちづくりが進められている。今後も新たな調査研究によって史実の解明が進んで物語性がさらに成長することが期待される。

5. おわりに ワーキングにおける議論の特徴

両法の改正等についてワーキングの場を通じて、多くの関係者とともに集中的に議論を重ねてきたが、その過程を通じて強く感じたことがいくつかあった。

まず景観・歴史資源を活用したまちづくりによる地域再生の実績が着実に積み上げられて高く評価されており、将来においてもその有効性や可能性に大きな期待が寄せられていること、である。

次に資源になりうる歴史的建築物等を取り壊すことなくリノベーションして活用することに対し

て社会的価値が認められ、まちづくりの有効な1つの手法として広く受け入れられていること、である。

最後に民間活力が重視され、その積極的な活用を目指す制度改正に至ったこと、である。民間活力を重視する動きは、国土交通省による Park-PFI をはじめ、近年の様々なまちづくりに共通して見られる傾向である。

筆者が関わった Park-PFI の中で活性化に成功した好例が「天王川公園」(愛知県津島市)である。同公園は、ユネスコ無形文化遺産に登録されている「尾張津島天王祭」の舞台となる重要な空間である。尾張津島藤まつりや天王祭等の開催時には多くの来訪者で賑わう一方、平日の利用が低迷していることが課題であった。

そこで Park-PFI の手法を活用し、指定管理者として民間事業者である天王川パークマネジメントを選定するとともに、水辺の広場、藤の広場、ジョギングコース、野外ステージ、スターバック

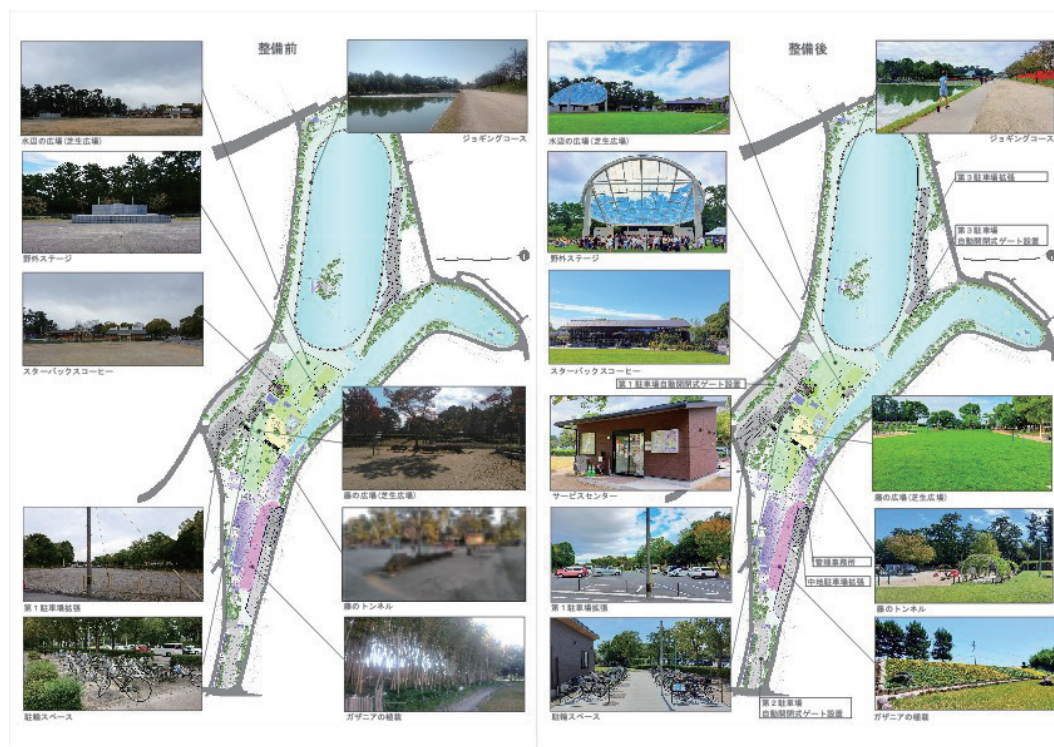


図5 天王川公園整備戦後比較写真(愛知県津島市HPより)

ス、サービスセンター等の整備が進められた。その結果、観光・プロモーション課や指定管理者等の担当者の尽力のおかげで、公園の利用環境が大きく改善され、平日においても来訪者が増加するなど賑わいづくりに成功している。

歴史まちづくり計画は、2026 年度に入り、沖縄県（北中城村）と東京都（大田区）からも国認定の事例が誕生した。これにより、2026 年 5 月 22 日現在、計 102 都市（43 都道府県）が認定されており、着実に増加している。景観計画は、2025 年 3 月末現在、景観行政団体が 822 団体、景観計画を策定済みの団体が 675 団体となっており、歴史まちづくりと同様に全国的な普及が進んでいる。

このように両法とも多くの市区町村にとって人気のある制度となっており、景観・歴史まちづくりを通じた地域再生への取り組みが各地で進んでいることがわかる。なお今回の改正で議論できなかった課題もあり、例えば近年各地で急増している再生可能エネルギー施設と景観との調和のあり方があげられる。今後も新たな課題が次々と生じることが予想されるため、定期的に制度の運用状況を検証し、必要に応じて軌道修正していくことが不可欠であろう。

最後に改正された両法が適切に運用されることによって、地域再生に資する景観・歴史まちづくりの事例が各地で生まれていくことを切に願っている。

【参考文献】

- 1) 浅野聡：多様な地域資源を活かしたまちづくり、新都市、公益財団法人都市計画協会、第 74 巻、第 3 号、pp. 1-5、2020 年
- 2) 浅野聡：景観法を活用した景観まちづくりの次のステップへ、新都市、公益財団法人都市計画協会、第 77 巻、第 6 号、pp. 1-3、2023 年
- 3) 浅野聡：景観法を活用した次のステージに向けて、『造景 2024』、pp. 14-17、建築資料研究社、2024 年
- 4) 浅野聡：景観法の 20 年の歴史を通じた景観行政の到達点と展望、公園緑地、一般社団法人日本公園緑地協会、第 85 巻、4 号、pp. 51-52、2025 年
- 5) 浅野聡：景観法を活用した景観まちづくりの将来像、新都市、公益財団法人都市計画協会、第 79 巻、第 3

号、pp. 3-9、2025 年

- 6) 浅野聡：景観法を活用した景観まちづくりの到達点と将来展望 -景観法制定 20 年を迎えて-、市街地再開発、公益社団法人全国市街地再開発協会、第 661 号、pp. 27-36、2025 年
- 7) 国土交通省都市局公園緑地・景観課：地域の再生に向けた景観・歴史・文化の積極活用 ～景観・歴まちの新展開（景観・歴まち 2.0）～（地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループとりまとめ）、2026 年
- 8) 国土交通省 HP：「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～地域への民間投資の呼び込みと個性ある都市空間の実現に向けて～、2026 年
- 9) 浅野聡：歴史まちづくり法を活用した歴史まちづくりの新しい展開に向けて -ワーキンググループにおける議論を踏まえて-、新都市、公益財団法人都市計画協会、第 80 巻、第 1 号、pp. 18-22、2026 年